

## 特集「ジェンダーと色彩」 Special Issue: Gender and Color

## 日本古代の色彩文化とジェンダー

## Gender of Japanese Ancient Color Culture

國本 学史

Norifumi Kunimoto

慶應義塾大学 / 埼玉大学 / 黄岡師範学院 / 西安美術学院

Keio University, Saitama University, Huanggang Normal University, Xi'an Academy of Fine Art

キーワード：キーワード：色彩文化、ジェンダー、歴史、古代の色彩文化、芸術

Keywords: color culture, gender, history, ancient color culture, art

## 1. はじめに

性差に伴う色彩の区別といえば、トイレ表示等における、「女性が赤・男性が青」の色分けを目にすることがある。この性差による色分けは、東京オリンピックのロゴが端緒である、という Web 記事等を昨今では目にすることが多いが、著者の調査不足もあり、その事実や根拠を十分に追い切れていない。三木学氏は、関連の関心事について、「色をめぐるポリティクス「ランドセル・都知事・大統領選挙」」というタイトルの Web 記事において言及されている<sup>1)</sup>。三木氏は、ランドセルの色と性差にまつわる話題にも言及され、アニヤ・ハーバート、ヤズ・リンによる研究について掲載した記事も紹介されており、興味深い話題を提供されている<sup>2)</sup>。ジェンダーと色彩の関わりへの着目はこんにち高まっており、2022年11月21日に開催された日本色彩学会の企画「多様性と色彩」において、正田万理氏がLGBTQやジェンダーと色彩について言及されている<sup>3)</sup>。

当該の話題等を鑑み、筆者は日本の色彩文化とジェンダーについて視点を持った。その際、日本の色彩文化には性差による色の区別や差異が存在しているのであろうか、という疑問が生じた。位色の規定やかさね色等についての研究成果から言えることとして、伝統的価値観を形成していると考えらる日本の古代期の色彩文化には、ジェンダーによる色分けは基本的でないのではないか、という観点を得たことについて本稿で整理したい。本論で「ジェンダー」という語を取り扱う際には、主に性差にまつわる差異について言及する表現でとして示すが、ジェンダーという言葉の意味の多義性や変化の性質<sup>4)</sup>、ジェンダー構造への考察に不十分な部分があることは、筆者の能力・研究の不足として反省の意を表したい。色彩文化の側面から、ジェンダー概念・問題構造への考察を加える試みは、本稿を端緒として、今後も筆者の課題の一つとしたい。

## 2. 日本の色の登場と性差

日本語において、「イロ」の言葉としての端緒は、「アカ・クロ・アヲ・シロ」の4色である、とする佐竹による先行研究は著名である<sup>5)</sup>。日本だけでなく、東アジア地域の言語・語彙に、例えば男性名詞・女性名詞のような明確なジェンダー的差異の性質は、存在しないと考えられる。上記の4色の色彩語としての表現から性差は連想されず、前節で述べたような、女性が赤・男性が青、といった色の性差による帰属は見られない。古典的な研究ではあるが、B・バーリンとP・ケイによる先行研究に見られるように<sup>6)</sup>、明暗に関する色彩語から発生・増加して行く色彩語の傾向は、ある程度の類似性があるとして考えれば、日本語の4つのイロとして、「明るい・暗い」、「明瞭・漠然」の明暗に伴う概念が対比的に登場したことは理解できる(図1)。明るい赤・漠然とした青、の対比関係を考えることもできるが、ここでは赤と青がことさら対立する概念として生じたとはまでは言えない。

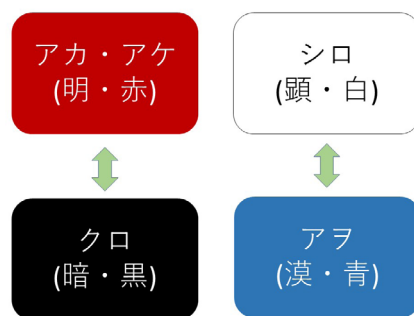


図1. 日本の4つの色彩語

古代中国の文献に、日本の古代期の色彩が言及されている。例えば『三国志』魏書三十・烏丸鮮卑東夷伝にある倭人条には、「男子大小皆黥面文身」の文言とともに、「以朱丹塗其身体如中國用粉也」とある。意味は、男性は大人も子供も顔・体に入れ墨をしており、中国で化粧をするように体に朱丹(必ずしも水銀朱や丹に限らず、酸化鉄等の赤色系顔料を含むと思われる)を塗る、というものである。男女の社会的な区別

についても同文献に記述があり、「其会同坐起父子男女無別」(訳: 集まりにおける振る舞いに父子や男女の区別はない)とされる<sup>7)</sup>。

上記は日本に文字資料の存在しない時代の他国の文献資料ではあるが、古代の日本で身体への赤色色料の塗布がされた習慣の存在は、考古遺物である土偶の彩色も裏付け根拠となる(図2)。なお身体への賦彩は、土偶形状から見て男女問わず行われていたと想定でき、文献上でも男女の別は特に言及されていない。社会習慣と同様、赤色賦彩は性差による差異はない、と言って良いであろう。

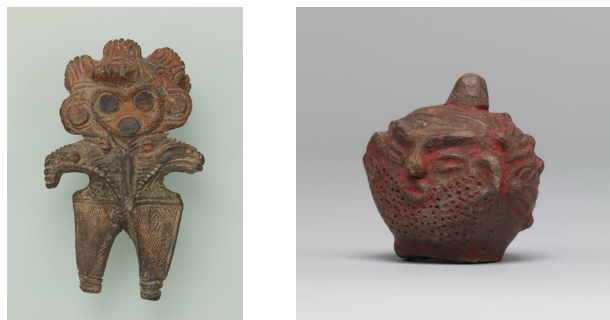


図2. みみずく土偶及び土偶頭部 縄文時代(後期)・前2000～前1000年 東京国立博物館蔵 ColBase (<https://colbase.nich.go.jp/>)

### 3. 色と制度と性差

その後形成される日本の古代王権について考えると、継承者の性別に関わらず王権が継承される傾向がある。古墳時代に被葬者が主として女性であった埋葬のケースは、九州・近畿・北陸・関東の日本全国の墳墓跡で発見され、女性首長の存在も現実視されているとされる<sup>8)</sup>。女性の王権継承傾向は、大和地方の集権的王権成立後も継続した。古代王権をめぐるジェンダーの問題については、義江明子による古代王権についての研究が顕著である。義江は、ツマビト婚等に基づく双系的な権力の継承形態が、およそ7世紀末までは一般的であったとする<sup>9)</sup>。女帝の存在に注目すると、皇統の権力継承は男性天皇に限定されず、女性も同等に権力継承が行われていたことが義江により指摘されている<sup>10)</sup>。男女同等の王権継承が次第に血統重視の形式に変化し、長老的女性権力者の活躍や即位傾向を経て、男性親族即位型優位の形式へと変化した歴史的経緯について、義江は整理している。だが左記の変化がありつつも、前近代までは、女帝即位についての制度的な排除や女帝即位忌避が存在しないことも指摘されている。そして、男性優位的な社会変化への要因として、唐律令の体系的摂取が見られる大宝律令の成立に伴うという背景があることが示される<sup>11)</sup>。

大宝律令の成立(大宝元年{701})を通じて、隋唐風

の中国的制度が導入された際に、日本の色彩文化の変化も見るができる。大宝令には、「衣服令(えぶくのりょう)」の規定が成立し、位階にともなう服色の規定が示される。衣服令の規定以前にも、日本では官位・階級等に関わる服色の概念はあり、例えば、『古事記』中の雄略記4年(460)年2月の記事に、「又一時 天皇登幸葛城山之時 百人官人等 悉給著紅紐之青摺衣服」という記述に一端を見られる。この紅紐・青摺衣による「赤・青」は、赤と青の対比的な概念と見ることができるとも言い得る。ただし、古事記の成立年代が8cであるために、いわゆる後世の潤色的な記述であることに注意しなければならない。記述にある紅紐は、5c当時であれば紅花染めよりも茜染めの赤色であることが自然であり、青摺は山藍を用いた緑がかった青色であることが想定される。当時の赤・青それぞれの色相は、今日のイメージとは異なるものである。紅紐・青摺の衣は、大嘗祭の小忌の衣に見られ、当該の色は白衣の上に付加される色彩とも言えるもので、明確な位色規定や男女の性差による赤・青色の区別と関係づける根拠にはならない。

服色と官位を定めたとされる、いわゆる「冠位十二階」の制度については、中国の『隋書』(636年成立)倭国伝に、位階について「始行冠位 大徳 小徳 大仁 小仁 大礼 小礼 大信 小信 大義 小義 大智 小智 并十二階 並以当色縫之」と言及があるが、その服色について具体的な記録はない。『日本書紀』推古天皇十六年(608年)八月「召唐客於朝廷」にある、「<前略>……是時 皇子 諸王 諸臣 悉以金髻華著頭 亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅 [一云 服色皆用冠色]」等の記述から、冠の色と服色の共通性が推定されるもので、色相は明確ではない。当時の韓半島諸国の制度や骨品制との類似等について先行研究で指摘があるが<sup>12)</sup>、紫・赤・青・黄等の韓半島諸国における服色の順番の在り方も、日本の制度に影響を与えた可能性はある。ただし、同時期の韓半島諸国の文献資料は、12c成立の『三国史記』『三国遺事』等の記述に依る所が多く、当該資料も後代の潤色的表現をある程度差し引いて考慮すべきである<sup>13)</sup>。つまり、紫を最上位として、赤あるいは青・黄等の色が続く冠位十二階の色順は、中国の隋唐宋頃の制度を参照して記述した可能性がある韓半島諸国の文献の表現や、8c以降の衣服令に見られる順番を参考にした、後世の推定的要素があることを無視できない。むしろ、衣服令成立以前の服色順としては、『令義解』の古記録には「服色者 白 黄 丹 紫 蘇方 緋 紅<後略>……」とあることから、隋唐風の位色伝来以前の日本における最も貴い色は、



紫ではなく白であったことが分かる<sup>14)</sup>。大宝令の位色規定は、唐風の制度の採用であることは弘仁9年(818)の嵯峨天皇詔による、「不論男女改依唐法但五位已上礼服諸朝服之色」との記録等からも明確である。こうした点を考慮すると、唐風位色の採用は、新しい色彩観にもとづく文化を取り入れるものであり、前代についての歴史記述にも影響を与える程の、大きな影響があったと言って良い。

一方で、『日本書紀』推古天皇18年(610)3月の記述「曇徴知五経且能作彩色紙墨」から、高句麗の僧侶曇徴がもたらした彩色、つまり色料・色彩概念、の受容は、五色のような中国・東アジアの色彩文化の受容が既になされていたことを示す。だが、日本での7cの色彩受容は、日本書紀成立年代を考慮すると、8c頃の潤色も考えられる点を考慮する必要がある。当該文献記録の他にも、中国的色彩文化の浸透が既に日本にあった可能性は否定されないが、嵯峨天皇詔にある9cの唐風制度の受容にともなう法制度の整理は、当時の日本は中国的「最新」の文化を、本格的にまとめて行った、という性質を物語る。しかし、本来、中国の隋唐頃以前にあった五色等の色彩観では、「赤・黒・青・白・黄」を正色とし、紫を間色と考えて嫌う概念があり<sup>15)</sup>、隋唐期になって紫色が高位色へと変化した、数百年の変化という歴史的背景がある。五色の概念が長い時間をかけて展開した中国に比較して、彩色・五色の受容とさほど間を置かず唐的な色彩文化を受容した日本は、色の概念に急速な変化が生じたかどうかは明らかではない。この事実の上で考慮すべきは、義江の指摘するように<sup>16)</sup>、唐風制度の採用は男性官人を中心とする制度の採用という側面がある一方、紫や赤の色相が位色の上位にある文化を受容していることである。さらに当該文化に、赤は女性・青は男性、という概念・規定はない。上位に紫や赤の色が充当され、性差で色が分けられないのは、古代の東アジアの色彩文化の特徴の一つと言える。

つまり、新制度の採用による変化が急速にありつつも、色彩文化におけるジェンダーの差異は、新旧いずれの価値観においても、その存在を確認できないものであった。

この後、日本における女性の位色としては、衣服令公示当初は内命婦(自身が五位以上の官位を持つ女性)・外命婦(配偶者が五位以上の官位を持つ女性)共に規定があり、礼服では、「内命婦礼服 一位 礼服宝髻 深紫衣...<中略>...三位以上 浅紫衣...<中略>...四位 深緋衣...<中略>...五位浅緋衣...<中略>...外命婦 夫服色以下任服」と、男性位色順と同様に紫・赤系色が上位とされていた。宮中における女性の役割が

変化し、当該規定は実効性を失い、女性の服色は「半ば私的かつ公的」な性質を有する女房装束の「かさね色」に集約されて行く。しかし、かさね色は、季節感や年齢に沿った色の選択による衣装の装飾であり<sup>17)</sup>、法的な位色規定ではない。さらに、男性は束帯、女性は女房装束という形状の差異はあるが、どちらの服装にもかさね色があり、束帯の下襲がかさね色の端緒とされる<sup>18)</sup>。すなわち、かさね色には本来、男性・女性の性差を意識させる明確な差異はないと言って良い。また、束帯の大口袴と女房装束の長袴は、共に紅袴である。男性は紅袴の上に白色の表袴(うえのはかま)をつけるが(図3)、天皇は男性でも御引直衣(おひきのうし)姿の際には、女性が身に付ける紅色長袴を着用する。これは、少なくとも宮中における衣服の色に関して、男女の性差による色分けがことさらに意識されていない、という事実を示すものであると言える。



図3. 八條忠基『有職装束大全』平凡社、2018.06, p50及びp148より転載、画像一部加工

#### 4. おわりに

古代の日本に強い影響を及ぼした中国ではあるが、現代では、近現代の習慣・言葉を逆に日本から取り入れたものも多い。その一つと断定はできないが、一部の空港では、トイレ表示に男女の色分けが見られる例もある。一方で、市街地の施設では男女の色分けを行っていない例も見られる(図4)。表記・看板等を網羅的に調べていないため、どちらの方がより一般的表示なのかを数量的に示すことはできない。しかし、女



図4. 左から、西安空港内トイレ(2023.09.10)、陝西省歴史博物館内トイレ(2023.09.22)、著者撮影

性が赤・男性は青，と性差による色分けを当然とするような歴史・文化の伝統があると考える根拠は，日本同様にないと考えべきであろう。

女性が赤・男性が青，という色のイメージがいつから我々の社会に表れたのかは不明である。ただ，これまで述べてきた要素からは，古代より関係性の深い中国と日本という東アジア文化圏において，男女の性差と色分けが明確に存在していたとは考えにくい。むしろ，古くは性差で色を分ける価値観がないのにもかかわらず，現代では性差で色を分けることを当然のように考えるようになった可能性もある。本論では，当該の価値観の変化が生じる時期や背景・要因については，十分な調査や考察に至っていない。だが，古くからあると思われがちな歴史・文化の「伝統」的な色彩文化観が，長い期間受け継がれてきた概念とは限らないケースは様々な存在する<sup>19)</sup>。色彩文化の価値観を，我々は古くから変わらない「伝統」であると考えてしまうこともあるが，様々な時代を通じて社会や人々の価値判断は変化する。少なくとも性差による色分けは，日本や東アジアにおいて，古代から継承された習俗・イメージによるものではなかったことを確認できた。本論を通じて，性差による色分けというジェンダー構造が，いつ・どこから生じたのかという疑問が新たに生じたものの，価値観・意識によって赤や青の色とジェンダーを結びつけて見てしまう自明性へは疑問を示せたものと考えている。性差をもとに色を考える価値観の生成や伝播の時期の検証については，近現代の変化等含めてまた稿を改めたい。

#### [注]

- 1) 三木学「色をめぐるポリティクス」ランドセル・都知事・大統領選挙」(<https://shadowtimes.hatenablog.com/entry/2016/11/03/002502> 20230929 閲覧)
- 2) なぜ？男の子はブルー、女の子はピンクである理由 (<https://karapaia.com/archives/52146075.html> 20230929 閲覧)  
三木氏の記事や参照先記事で言及される研究は，Ling Y, Hurlbert AC, Robinson L. Sex differences in colour preference. In: Pitchford, N.J., Biggam, C.P, ed. Progress in Colour Studies 2: Psychological Aspects. Amsterdam: John Benjamins, 2006, pp.173-188.
- 3) 令和3年度秋の研究会旬間（研究会大会）オンライントークイベント「色は世界を駆ける，色を未来に架ける」(<https://color-science.jp/kentai2021/#lojlcjoint> 20230929 閲覧)
- 4) ジョーン・W・スコット，荻野美穂訳『[30周年版]ジェンダーと歴史学』平凡社，2022.05, pp.9-23
- 5) 佐竹昭廣「古代日本語に於ける色名の性格」『国語国文』250, 1955.06, pp.1-16
- 6) Brent Berlin and Paul Kay "Basic Color Terms: Their Universality and Evolution" Berkeley, California, USA, University of California Press, 1969, pp.14-45.
- 7) 藤堂明保，竹田晃，景山輝國『倭国伝』講談社，2010.09, pp.93-113, pp.449-453 現代語訳は，同書を参照した
- 8) 古墳期の女性被埋葬者についての知見は，総合女性史研究会『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館，2000.12, pp.2-9を参照
- 9) 久留島典子，長野ひろ子，長志珠絵編『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史』大月書店，2015.01, pp.50-51, 義江明子による当該ページの解説を参照
- 10) 義江明子『女帝の古代王権史』ちくま書店，2021.03, pp.10-216
- 11) 前掲注10及び，同書では，鐘江宏之『「日本の七世紀史」再考』講演録を参照して当該の言及がなされる
- 12) 杉本正年『東洋服装史論攷 古代編』文化出版局，1979, pp.346-356
- 13) 國本学史，曲音「かさね色と日中の服色文化」『日本色彩学会第53回全国大会発表予稿集』2022. 05. 20, pp.25-28
- 14) 大津透『古代の天皇制』東京：岩波書店，1999, pp.142-177  
令和元年11月14日に執り行われた「大嘗宮の儀（悠紀殿供饌の儀）」においては，天皇・皇后ともに「白」の衣服が儀式において着用される様子が記録として残る。  
(<https://www.kunaicho.go.jp/page/gonittei/photo/18721> : 2023.09.30 閲覧)
- 15) 『論語』陽貨篇にある「子曰、惡紫之奪朱也、惡鄭聲之亂雅樂也、惡利口之覆邦家者」からは紫色への忌避が見られる。論語が漢時代（紀元前206-紀元8）頃に整理され，この価値観は隋唐の時代まで長い歴史を持つ
- 16) 前掲注10で，義江は，伊集院葉子『日本古代女官の研究』吉川弘文館，2016.10を元に言及している
- 17) 國本学史「花の色とかさね色 - 歴史的・文化的視点から見たかさね色」『日本色彩学会誌』45 (6), 2021.11, pp.274-277
- 18) 荒川瑞代「襲色目について」『服飾美学』3, 1973.12, pp.23-32
- 19) 國本学史「日本における地味と色彩」『日本色彩学会誌』45 (3), 2021.06, pp.48-51 及び，地味・渋味の色彩嗜好への疑問と，近代の文化的イデオロギー形成は，國本学史「日本色彩文化中的质朴与雅致」『2021 中国传统色彩学术年会论文集』2021.11, pp.120-134を参照